

平成29年6月15日提出

# 平成29年6月市議会定例会議案

白 河 市



議案第67号

白河市個人情報保護条例及び白河市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(白河市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 白河市個人情報保護条例(平成17年白河市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第25条において同じ。)」を加える。

第25条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第26条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(白河市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 白河市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年白河市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年6月15日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市税条例の一部を改正する条例

白河市税条例（平成17年白河市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項に

において「増額更正」という。)に、「(当該修正申告書)を「(当該増額更正)に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に、「前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の2第11項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けよう

とする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納

期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時まで」に提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで」に提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同



じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第5条第1項の改正規定及び附則第3条第2項の規定 平成31年1月1日
- (2) 附則第10条の2第11項を同条第12項とし、同条第10項の次に1項を加える改正規定 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日

第2条 この条例による改正後の白河市税条例の規定（附則第5条第1項並びに附則第10条の2第11項及び第12項を除く。）は、平成29年4月1日から適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の白河市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の白河市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新

法」という。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第4項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを白河市税条例第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(白河市税条例第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(白河市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 白河市税条例等の一部を改正する条例(平成28年白河市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中白河市税条例附則第16条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

平成29年6月15日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例（平成23年白河市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

（平成29年度における国民健康保険税の減免の特例）

18 第6条第5号又は第6号に規定する世帯で、次に掲げるものに係る国民健康保険税に対する第7条の規定の適用については、同条中「平成23年度及び平成24年度」とあるのは、「及び平成23年度から平成29年度まで」とする。

(1) 帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）に住所を有していた世帯

(2) 平成29年4月1日までに指示が解除された緊急時避難準備区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）又は指定が解除された特定避難勧奨地点に住所を有していた世帯（当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る平成28年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額の合計額が600万円を超えるものを除く。）

19 第6条第5号又は第6号に規定する世帯で、平成28年4月1日から平成29年4月1日までに指示が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）に住所を有していた世帯のうち、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る平成28年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額の合計額が600万円を超えるものに係る国民健康保険税に対する第7条の規定の適用については、同条中「平成23年度及び平成24年度」とあるのは、「平成23年度から平成28年度まで及び平成29年度のうち平成29年4月分から9月分までに相当する月割算定額」とする。

（平成29年度における介護保険料の減免の特例）

20 第8条第4号又は第5号に規定する避難又は退避を行った者で、次に掲げるものに係る介護保険料に対する第9条の規定の適用については、同条中「平成23年度及び平成24年度」とあるのは、「及び平成23年度から平成29年度まで」とする。

(1) 帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）に住所を有していた者

(2) 平成29年4月1日までに指示が解除された緊急時避難準備区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に

よる原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。)又は指定が解除された特定避難勧奨地点に住所を有していた者(合計所得金額(平成28年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合は、当該金額を含む。)をいう。次項において同じ。)が633万円以上のものを除く。)

- 21 第8条第4号又は第5号に規定する避難又は退避を行った者で、平成28年4月1日から平成29年4月1日までに指示が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域(原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。)に住所を有していた者のうち、合計所得金額が633万円以上のものに係る介護保険料に対する第9条の規定の適用については、同条中「平成23年度及び平成24年度」とあるのは、「平成23年度から平成28年度まで及び平成29年度のうち平成29年4月分から9月分までに相当する月割算定額」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年6月15日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第70号

## 白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白河市国民健康保険税条例（平成23年白河市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の白河市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成29年6月15日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第71号

小峰城跡（月見櫓）ほか石垣復旧工事請負契約について

市は、次のとおり小峰城跡（月見櫓）ほか石垣復旧工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小峰城跡（月見櫓）ほか石垣復旧工事
- 2 工 期 議会の議決を得た日の翌日から平成30年3月28日まで
- 3 契約金額 549,720,000円
- 4 契約の方法 随意契約
- 5 契約の相手方 宮城県仙台市青葉区二日町1番27号  
鹿島・鈴木特定建設工事共同企業体  
代表者 鹿島建設株式会社東北支店  
常務執行役員支店長 勝 治 博

平成29年6月15日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第72号

社会資本整備総合交付金事業金勝寺大谷地線（飯沢工区）  
道路改良工事請負契約について

市は、次のとおり社会資本整備総合交付金事業金勝寺大谷地線（飯沢工区）道路改良工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 社会資本整備総合交付金事業金勝寺大谷地線（飯沢工区）道路改良工事
- 2 工 期 議会の議決を得た日の翌日から平成30年3月23日まで
- 3 契約金額 210,060,000円
- 4 契約の方法 制限付一般競争入札
- 5 契約の相手方 白河市新白河一丁目73番地  
三金興業株式会社  
代表取締役 金子 芳 尚

平成29年6月15日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第73号

釜子小学校建設事業校舎大規模改修建築工事請負契約について

市は、次のとおり釜子小学校建設事業校舎大規模改修建築工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 釜子小学校建設事業校舎大規模改修建築工事
- 2 工 期 議会の議決を得た日の翌日から平成31年3月25日まで
- 3 契約金額 207,360,000円
- 4 契約の方法 制限付一般競争入札
- 5 契約の相手方 白河市白坂愛宕山73番地2  
株式会社松本工務店  
代表取締役 松 本 義 則

平成29年6月15日提出

白河市長 鈴木和夫



議案第74号

## 釜子小学校建設事業屋内運動場建設建築工事請負契約について

市は、次のとおり釜子小学校建設事業屋内運動場建設建築工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 釜子小学校建設事業屋内運動場建設建築工事
- 2 工 期 議会の議決を得た日の翌日から平成31年3月25日まで
- 3 契約金額 400,680,000円
- 4 契約の方法 制限付一般競争入札
- 5 契約の相手方 白河市白坂愛宕山73番地2  
株式会社松本工務店  
代表取締役 松本 義 則

平成29年6月15日提出。

白河市長 鈴木 和 夫

議案第75号

## 白河市公共下水道白河都市環境センター改築工事委託に関する協定について

市は、次のとおり白河市公共下水道白河都市環境センター改築工事委託に関する協定を締結する。

- 1 協定の目的 白河市公共下水道白河都市環境センター改築工事
- 2 協定の期間 議会の議決を得た日の翌日から平成31年3月31日まで
- 3 協定の金額 388,000,000円
- 4 協定の方法 随意契約
- 5 協定の相手方 東京都文京区湯島二丁目31番27号  
日本下水道事業団  
理事長 辻原俊博

平成29年6月15日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第3号

## 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第1号 損害賠償について

平成29年6月15日提出

白河市長 鈴木和夫



報告第4号

## 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第2号 損害賠償について

平成29年6月15日提出

白河市長 鈴木和夫



報告第5号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第3号 損害賠償について

平成29年6月15日提出

白河市長 鈴木和夫





報告第6号

## 法人の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、市が出資している法人の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

平成29年6月15日提出

白河市長 鈴木和夫

- 1 白河地方土地開発公社
- 2 公益財団法人白河観光物産協会
- 3 株式会社ひがし振興公社
- 4 一般社団法人産業サポート白河

報告第7号

平成28年度白河市継続費繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、平成28年度白河市一般会計予算の継続費のうちから、次のとおり平成29年度へ繰次繰り越したので、報告する。

平成28年度白河市継続費繰越し計算書

一般会計

款	項	事業名	継続費の 総額	平成28年度継続費予算現額			支出済額 及 支出見込額	残額	翌年度繰 越し額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度繰 越し額	計				繰越金	国 支 出 金	地方債
45 土木費	40 都市 計画費	旧臨本碑柳 屋旅館建造 物群整備事 業	153,501,000	29,000,000	5,650,000	34,650,000	29,000,000	5,650,000	350,000	円	円	円
55 教育費	20 小学 校費	釜子小学校 建設事業屋 内運動場等 工事	501,356,000	250,678,000		250,678,000		250,678,000	39,000	国	26,939,000	223,700,000
		釜子小学校 建設事業校 舎大規模改 修工事	417,650,000	208,825,000		208,825,000		208,825,000	63,000	国	56,362,000	152,400,000

平成29年6月15日提出

白河市長 鈴木和夫



40 商工費	20 林業費	ふくしま森林再生事業	45,185,000	45,185,000		県	37,851,000		7,334,000
	10 商工費	聖ヶ岩ふるさとの森管理費	7,743,000	7,743,000				7,300,000	443,000
	20 道路橋りょう費	道路新設改良事業(交付金)	246,925,000	202,217,000		国	101,878,000	90,400,000	9,939,000
		歴史と伝統を活かしたまちづくり事業	14,790,000	14,790,000		国	6,109,000	8,200,000	481,000
45 土木費	40 都市計画費	街路事業(交付金)	48,222,000	48,222,000		国	26,517,000	20,600,000	1,105,000
		街路事業(旧地方特定)	6,770,000	6,770,000				6,400,000	370,000
		城山公園施設改修事業	70,511,000	70,511,000		国	35,001,000	30,500,000	5,010,000
		南湖公園施設改修事業	49,481,000	49,481,000		国	24,740,000	24,700,000	41,000
	50 住宅費	公営住宅ストック総合改善事業	251,526,000	234,173,000		国	80,803,000	81,400,000	71,970,000
50 消防費	10 消防費	消防施設整備事業	27,400,000	27,400,000				26,000,000	1,400,000
55 教育費	50 社会教育費	市民会館一般管理費	112,704,000	112,704,000					112,704,000
60 災害復旧費	30 文教施設災害復旧費	文化財補助災害復旧事業(過年災)	384,340,000	384,340,000		国	269,037,000		115,303,000

平成29年6月15日提出

白河市長 鈴木 和 夫